

平成30年12月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

平成30年12月7日 金曜日 (午前10時開議)

出席議員 (13人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	(欠員)	
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	三 岳	昭
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	馬 場 直 英
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊 文
企 画 財 政 課 長	野 上 英 了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美 昭
税 務 課 長	川 内 和 哉
健 康 推 進 課 長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	末 永 安 江
住 民 福 祉 課 長	荒 木 俊 行
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	照 本 茂 法
建 設 課 長 兼ダム対策室長	廣 田 洋 一
水 道 課 長	福 田 多 肥
教 育 次 長	吉 永 文 典
行 政 係 長	中 原 敬 介

議事日程

- | | | |
|------|-----------|--|
| 第 1 | 議案第 3 8 号 | 川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 2 | 議案第 3 9 号 | 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 3 | 議案第 4 0 号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 4 | 議案第 4 1 号 | 平成 3 0 年度川棚町一般会計補正予算（第 3 回） |
| 第 5 | 議案第 4 2 号 | 平成 3 0 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 回） |
| 第 6 | 議案第 4 3 号 | 平成 3 0 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回） |
| 第 7 | 議案第 4 4 号 | 平成 3 0 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 回） |
| 第 8 | 議案第 4 5 号 | 平成 3 0 年度川棚町下水道事業会計補正予算（第 2 回） |
| 第 9 | 議案第 4 6 号 | 川棚町手話言語条例 |
| 第 10 | 議案第 4 7 号 | 佐世保市及び川棚町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議の件 |
| 第 11 | 請願第 1 号 | 「消費税率 1 0 % への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願 |

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 ここで、教育長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。教育長。

教 育 長 おはようございます。昨日の一般質問の堀田議員の再質問の中で、私の答弁に一部間違いがありましたのでご訂正いたしたいと思えます。

3年生の秋の遠足に関連して、戦時遺構ボランティアを活用したかっというご質問がありましたけど、私は活用していませんということで答弁しましたところ、村井議員からご指摘があり、再度学校の方に問い合わせしましたところ、7人の方を選任、ボランティアの方に来ていただいて説明をいただいたと。とてもわかりやすく子ども達も喜んでいたということで回答を得ております。

それともう1つ付け加えまして、3年生はトンネル工場にも見学に行っておりまして、史談会の皆様の説明を受けたということで、平和学習、勉強を深めていますということで、昨日、再調査の結果そういったこと、回答を得ましたので、訂正いたしますと共にお詫び申し上げます。どうもすみませんでした。

議 長 それでは議事に入ります。日程第1、議案第38号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 皆様、おはようございます。議案第38号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

国においては今年度の人事院勧告に沿って、一般職の給与が改定され、これに合わせて特別職の給与、期末手当についても所要の措置が講じられて

おります。そこで本町の議会議員の期末手当につきましては、これまで国の特別職の支給月数に準じていることから、今回、国の特別職の支給月に合わせるため、条例の一部改正をしようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては総務課長に説明をさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 総務課長

総務課長 はい。それでは説明をいたします。新旧対照表で説明いたしますので、次のページをお開き願います。

新旧対照表で2つの表を掲げております。上の表が改正条例第1条による改正で、下の表が改正条例第2条による改正でございます。まず上の表、第1条による改正では、第5条期末手当についての改正であります。第2項において、12月に支給する場合の「100分の172.5」を「100分の177.5」に改めようとするものであります。このことにより、年間支給割合は「100分の330」から「100分の335」ということになります。

次に下の表です。第2条の改正であります。こちらは改正前の期末手当の支給割合であります、6月支給期の「100分の157.5」及び12月支給期の「100分の177.5」を、いずれも同率の「100分の167.5」に改めようとするものであります。改正条例の本文に戻ります。表をご覧ください。

附則でございます。附則第1条でこの条例は公布の日から施行するとしております。さらに、ただし書きにより第2条の規定は平成31年4月1日から施行することとしております。

第2項におきましては、第1条の規定による改正後の川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成30年12月1日から適用するということを規定しております。

次に附則第2条におきましては、第1条改正後条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後の条例の規定による期末手当の内払とする旨を規定をしているものであ

ります。

以上で説明を終わります。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** ありませんね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第38号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第38号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

(10 : 07)

議 _____ **長** 次に日程第2、議案第39号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長 議案第39号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

国においては今年度の人事院勧告に沿って、一般職の給与が改定され、これに合わせて特別職の給与、期末手当についても所要の措置が講じられております。本町の町長及び副町長の期末手当については、これまで国の特別職の支給月数に準じていることから、今回、国の特別職の支給月数に合わせるため、条例の一部改正をしようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては総務課長に説明をさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 総務課長

総務課長 はい。それでは説明をいたします。新旧対照表で説明をいたしますので、2枚目のページをお開きください。

新旧対照表2つの表を掲げております。まず、上の表が改正条例第1条による改正でございます。下の表が改正条例第2条による改正でございます。まず上の表、第1条による改正では、第2条期末手当の改正です。12月に支給する場合の「100分の172.5」を「100分の177.5」に改めようとするものでございます。このことにより、年間支給割合は「100分の330」から「100分の335」となるものでございます。

次に下の表、第2条の改正であります。改正前の期末手当の支給割合である6月支給期の「100分の157.5」及び12月支給期の「100分の177.5」を、いずれも同率の「100分の167.5」に改めようとするものであります。改正条例の本文に戻ります。表をご覧ください。

附則をご覧ください。附則第1条でこの条例は公布の日から施行することとしております。さらに、ただし書きにより第2条の規定は平成31年4月1日から施行することとしております。

第2項においては、第1条の規定による改正後の町長及び副町長の給与に関する条例の規定は、平成30年12月1日から適用することとしております。

第2条におきましては、第1条改正後条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の町長及び副町長の給与に関する条例の規

定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後条例の規定による期末手当の内払とみなすということとしております。

以上で説明を終わります。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第39号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

(10 : 12)

議 _____ **長** 次に日程第3、議案第40号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第40号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

今回の職員の給与改定については、人事院の勧告と県の人事委員会の勧告を受けての改正であり、民間給与との格差を埋めるため、給料表の数字の引き上げと、勤勉手当の支給割合の引き上げに関する法律は、法案が人事院勧告どおり11月28日に国会において可決され、11月30日に公布されたところでもあります。そこで、本町職員の給与につきましても、国、県に準じ改正しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては総務課長に説明をさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 総務課長

総務課長 はい。それではご説明いたします。まず、今回の人事院勧告におきましては、民間企業の賃上げの動向を反映して、今年度の国家公務員の月例給について、0.16%の引き上げと、勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、4.45月分とする改正が行われております。県の人事委員会の勧告も、国と同様の内容でございます。本町においてもこれらの勧告どおりの改正をしようとするものであります。それでは、新旧対照表についてご説明いたします。4枚目の新旧対照表をご覧ください。

まず、改正条例第1条による改正であります。第16条の4、勤勉手当の改正であります。第2項第1号において、勤勉手当の支給割合を6月分については「100分の90」の現行どおりとし、12月支給分については現行の「100分の90」を「100分の95」に改め、さらに第2号におきましては再任用職員の勤勉手当の支給割合を、6月分については現行の「100分の42.5」のとおりとし、12月支給分については現行の「100分の42.5」を「100分の47.5」に改めようとするものでございます。

その下が別表第1としております。これは給料表の改正であります。1ページから7ページまで続きますが、これにつきましては説明を省略とさせていただきます。それでは新旧対照表の8ページをお開きください。

これが改正条例第2条による改正でございます。第16条、期末手当に

つきまして、第2項において現行の支給割合である6月に支給する場合の「100分の122.5」、12月に支給する場合の「100分の137.5」これらをいずれも同じ割合の「100分の130」に改めようとするものであります。そして第3項におきましては、再任用職員に対する適用について、第2項の改正に合わせて「100分の130」とあるのは、「100分の72.5」と改めるものであります。

次に第16条の4第2項第1号の改正であります。これは勤勉手当について、改正条例第1条で行った改正からさらに改正を行うものであります。6月支給分も12月支給分も同じ割合の「100分の92.5」に改めるものであります。そして第2号におきまして、再任用職員の勤勉手当につきまして、6月支給分も12月支給分も同じ割合の「100分の45」に改めるものであります。それでは改正条例の本文にお戻りください。3枚目になります。この附則をご覧ください。

附則第1条において、この条例は公布の日から施行することとしております。そして、ただし書きにより第2条の規定につきましては、平成31年4月1日から施行することとしております。

次に第2項におきましては、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例は、平成30年4月1日から適用すると規定をしております。次のページをお開きください。

第2条でございます。給与の内払の規定でございます。第1条改正後条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後条例の規定による給与の内払とみなすこととしております。なお、今回の給与改定により差額が生じることとなりますが、年内の支給とするよう対応させていただきたいと考えております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。はい。三岳議員。

3 番 三 岳 3番、三岳です。今回の改定というのは、平均と申しますかね、全体的に見て平均で何%という改定になるのでしょうか。

総 務 課 長 はい。月例給については、平均で0.16%の引き上げとい

うことになっております。以上です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第40号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

(10:22)

議 **長** 次に日程第4、議案第41号「平成30年度川棚町一般会計補正予算(第3回)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第41号「平成30年度川棚町一般会計補正予算(第3回)」について提案理由をご説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ

1億7,123万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億8,860万4,000円にしようとするものであります。併せて債務負担行為の補正と地方債の補正を行うものであります。

補正の主なものといたしまして、歳入においては補助事業の確定や、新規補助事業に係る国県支出金及び町債の増減、ふるさと応援寄附金の増額などであり、また、歳出においては人事異動による職員配置の変動及び給与改定に伴う人件費の増減、下水道区域外での高度処理型合併処理浄化槽設置に係る補助金の上乗せによる増額、中山間地域等直接支払事業における集落連携機能維持加算による増額、社会資本整備総合交付金事業の補助決定に伴う事業費の減額、小・中学校の教室へのエアコン設置事業費の追加が主なものであり、その他当初予算編成後の事情変更等に対応するため、必要な事業費について補正をするものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。それでは私の方からご説明させていただきます。事項別明細書の歳出から説明しますので、21、22ページをお開きください。

なお、今回の補正予算におきましては、町長が申し上げましたとおり、人事異動による職員配置の変動及び給与改定により2節給料、3節職員手当等、4節共済費において、1款議会費から10款教育費まで、全編を通じて増減の補正が生じております。説明に際しましては人件費の補正という表現で簡略に説明しますので、あらかじめご理解いただきますようお願いいたします。

それでは1款議会費であります。1項1目議会費、説明欄の議会費187万円の減額は、議員欠員に伴う報酬の減額、残りにつきましては3節職員手当において議員欠員に伴う減額及び期末手当の増額により相殺して減額するものであります。その次の事務局費3万2,000円の減額は、人件費の補正によるものです。次のページをお開きください。

2款総務費であります。1項1目一般管理費576万7,000円の増額は、2節から4節までが人件費の補正によるもので、12節では通信費の不足分を増額するものであります。

19節の12万円の減額は、人事異動に伴い、水道事業会計に係る人件費の負担金の減によるものであります。

続きまして3目財産管理費、説明欄のふるさと納税管理費80万円の増額は、まず11節と13節が予算の組み替えであります。返礼品代金のうち、返礼品の再送等により11節需用費からの支払いが生じたため、その不足分を13節委託料と組み替えるものであります。

また、12節役務費の80万円は、平成20年度から活用しているふるさと納税サイト、ふるさとチョイスに加え、新たに楽天市場でも取引を開始したあと増加傾向にありますので、その手数料につきまして増を見込むものであります。

5目財産管理費1万6,000円の増額は、11節で消耗品の不足分を5万円増額し、19節では町有地に係る受益者負担金の不用額を減額するものであります。

18目移住・定住促進事業費9万円の増額は、町外からの移住者との意見交換会に、意見交換会の開催に係る経費を増額するものであります。

2項1目税務総務費73万円の減額、次の3項1目戸籍住民基本台帳費65万9,000円の減額は、いずれも人件費の補正によるものです。次のページをお開きください。

4項1目選挙管理委員会費8万7,000円の減額につきましては、こちらも人件費の補正によるものです。

2目長崎県議会議員一般選挙16万6,000円の減額は、選挙が想定よりも早く、4月7日に投票となる見込みであることから、各節において期日前投票に係る経費を増額するものであります。増減するものであります。

6目川棚町長選挙4万3,000円の減額は、不用額を減額するものであります。次のページをお願いします。

3款民生費であります。1項1目社会福祉総務費、説明欄の社会福祉総務費118万6,000円の減額は人件費の補正で、次の地域支え合い事業費6万円の増額は、4節において臨時職員の社会保険料の不足分を追加するものであります。

次の国民健康保険事業費491万3,000円の増額は28節の繰出金で、財政安定化支援事業費の確定に伴い、繰出金を増額するものであります。

す。

次の後期高齢者医療保険基盤安定負担金事業費75万1,000円の増額は、こちらも28節繰出金であります。後期高齢者医療保険事業に係る保険基盤安定負担金額の確定により、繰出金を増額するものであります。

次の後期高齢者医療保険療養給付費102万4,000円の減額は、19節において医療給付負担金の変更に伴う減額であり、次の介護保険事業費172万4,000円の増額は、こちらは人件費の補正であります。

次の2目障害者福祉費、説明欄の更生医療給付費180万円の増額は、生活保護受給者の入院などに伴い、給付額が増額傾向であり、今後の不足を見込み20節扶助費を増額するもので、次の育成医療給付費28万円の増額につきましては、こちらも給付実績が増額傾向にありますので、20節扶助費を増額するものであります。

その次の障害児給付費700万円の増額につきましては、給付実績により今後の不足分を見込み、19節負担金、補助及び交付金を増額するものです。

3目老人福祉費、説明欄の養護老人保護措置費725万円の増額は、養護老人ホームの入居者が想定よりも多く、今後の不足分を見込み13節委託料を増額するものであります。

5目国民年金事務費9万9,000円の増額、失礼しました、9万9,000円の減額につきましては、9万9,000円の減額、その次の2項1目児童福祉総務費101万2,000円の減額は、いずれも人件費の補正であります。1ページ飛ばしていただき、31、32ページをお開きください。

4款衛生費であります。1項1目保健衛生総務費、説明欄の保健衛生総務費620万8,000円の減額は、こちらも人件費の補正で、次の母子保健事業費110万円の増額は、8節において出産祝い金の不足分を増額するものであります。

次の国民健康保険事業費280万1,000円の減額は、こちらも人件費の補正で、次の未熟児養育事業費70万円の増額は、給付実績により不足が見込まれるため増額するものであります。

次の5目環境衛生費22万8,000円の増額につきましては、3節では犬・猫処理手当の不足分を、7節では賃金の不足が見込まれるためそれぞれ

増額するものであります。

2項1目塵芥処理費93万4,000円の増額、そして次の2目し尿処理費7,000円の減額であります。東彼地区保健福祉組合の分の普通交付税措置費分を調整するものであります。

3項1目公害対策費、説明欄の合併処理浄化槽費498万1,000円の増額は、下水処理区域外の高度処理型合併浄化槽に係る補助限度額の見直しにより不足分を増額するものであります。次のページをお開きください。

農林水産業費であります。1項2目農業総務費519万1,000円の減額は、こちらも人件費の補正であります。

次の3目農業振興費、説明欄の農業振興費2万円の増額は、11節需用費の不足分を追加するもので、次の中山間地域等直接支払事業費163万3,000円の増額は、中山間地域等直接支払制度において、広域集落協定を締結したことにより、従来補助に追加加算があり、その加算分を19節に計上するものであります。こちらには4分の3の県の補助が充当されるものでございます。

次のイノシシ緊急特別対策事業費111万8,000円の減額につきましては、事業費が確定しましたので不用額を19節で減額するもので、次の農地中間管理事業費678万5,000円の増額は、農地中間管理事業により農地の利用集積が図られた地域に支払われる農地集積協力金を19節に計上するもので、全額県補助となります。

2項1目林業総務費、説明欄の林業総務費2万円の増額は、9節で旅費の不足額を増額するもので、次の松くい虫防除事業費6万4,000円の減額は、事業の確定により不用額を減額するものであります。

3項1目水産業振興費3万3,000円の増額は、川棚漁港と、失礼しました、川棚漁協と大村湾漁協との合併に伴う必要経費を11節及び19節に計上するものであります。次のページをお願いします。

7款商工費であります。1項1目商工総務費402万7,000円の減額は、こちらも人件費の補正であります。

次の3目観光費45万5,000円の増額は、片島公園に係る観光モニターツアーの開催及び片島魚雷発射試験場開設100周年事業としてイベントの開催に要する経費を各節に計上するものであります。次のページをお願

いたします。

8款土木費であります。1項1目土木総務費122万7,000円の減額は、こちらも人件費の補正であります。

2項2目道路維持費4万円の増額は、11節において道路照明等の電気料の不足分を追加するものであります。

その次の3目道路新設改良費、説明欄の社会資本整備総合交付金事業費（新設改良）につきましては、9,027万2,000円と大きな減額になっております。こちらは交付金決定額に大きな減がありまして、決定額に合わせた事業費の見直し縮小を行ったものであります。

次の3目橋梁維持費につきましては増減はなく、財源内訳を組み替えるものであります。次の3項1目河川管理費30万円の増額は、後田川の除草伐採作業に要する経費を13節に計上するもので、次の2目ダム対策費915万5,000円の減額は人件費の補正であります。

5項2目公園管理費80万円の増額は、台風27号の影響や老朽化により公園施設の修繕が増加しており、11節需用費で修繕料の不足分を追加するものであります。

3目公共下水道費820万4,000円の減額につきましては、川棚町下水道事業会計の補正に伴い、19節と24節を減額するものであります。次のページをお願いいたします。

6項1目住宅管理費90万円の増額は、町営住宅設備等の修繕が増加しておりまして、11節需用費で修繕料の不足分を追加するものであります。次のページをお願いいたします。

9款消防費であります。1項3目消防施設費、説明欄の施設改良費121万1,000円の増額は、防火水槽の修繕工事の増額で、次の5目災害対策費27万円の増額につきましては、7月の豪雨に対する災害対策本部の設置で、時間外勤務手当が不足しており、その不足分を増額するものであります。次のページをお願いいたします。

10款教育費であります。1項2目事務局費75万5,000円の増額につきましては、こちらも人件費の補正であります。

次の5目ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業につきましては、国の補正予算で新たに創設された事業で、本交付金を活用して小・中学校へ

のエアコン設置を行うものでございます。普通教室及び特別教室、全82教室にエアコンを設置するため、工事費としまして2億2,960万円を15節工事請負費に、工事施工管理委託費として353万4,000円を13節委託料に計上するものであります。

続きまして、5項1目社会教育総務費26万3,000円の減額、そして次の7項1目管理費3万5,000円の減額は、いずれも人件費の補正であります。次のページをお願いいたします。

12款公債費であります。1項2目利子393万8,000円の減額は、平成29年度借入分の利率の確定により減額するものであります。次のページをお願いいたします。

14款予備費であります。1項1目予備費3,160万1,000円の増額は、歳入歳出見合いによるものであります。

歳出は以上であります。そして、49ページ以降につきましては給与明細書をおつけしておりますが、こちらは説明を省略させていただきます。続きまして歳入をご説明いたしますので9ページ、10ページをお開きください。

11款分担金及び負担金であります。1項5目衛生費負担金、説明欄の未熟児養育医療保護者負担金15万円につきましては、歳出の4款衛生費で説明しました未熟児養育事業費の増額補正に対応した保護者負担金の増であります。次のページをお願いいたします。

13款国庫支出金であります。1項1目民生費国庫負担金、説明欄の更生医療給付費負担金90万円の増額、その次の育成医療給付費負担金14万円の増額、そしてその次の障害児通所給付費等負担金350万円の増額につきましては、歳出の3款民生費で説明しました障害者福祉費の更生医療給付費、育成医療給付費、障害児給付費の増額に対応した国の負担金であります。

次の2目衛生費国庫負担金、説明欄の母子保健衛生費国庫負担金27万5,000円の増額は、こちらも歳出の4款衛生費で説明しました未熟児養育事業費の増加分に対応した国の負担金であります。

2項3目土木費国庫補助金、説明欄の社会資本整備総合交付金は補助決定額に合わせ5,328万3,000円を減額するもので、次の4目教育費国

庫補助金、説明欄のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金4,204万9,000円は、こちらも歳出で説明しました小・中学校へのエアコン設置にかかる国の交付金であります。次のページをお願いいたします。

14款県支出金であります。1項1目総務費県負担金、説明欄の権限移譲交付金（自立支援医療（精神通院医療））4万6,000円につきましては、自立支援医療（精神通院医療）の支給認定業務にかかる新たな交付金であります。

2目民生費県負担金、説明欄の更生医療給付費負担金45万円の増額、その次の育成医療給付費負担金7万円の増額、そしてその次の障害児通所給付費負担金175万円の増額につきましては、こちらも歳出の3款民生費で説明した障害者福祉費の更生医療給付費、育成医療給付費、障害児給付費の増額に対応した県負担金であります。

次の後期高齢者医療保険基盤安定負担金56万3,000円の増額は、これは決定額に合わせた増額であります。

6目衛生費県負担金、説明欄の長崎県未熟児医療費県費負担金13万7,000円の増額につきましては、こちらも歳出の4款衛生費で説明しました未熟児養育事業費の増額に対応した県負担金であります。

2項5目農林水産業費県補助金、説明欄の中山間地域等直接支払事業費補助金122万4,000円の増額は、6款農林水産費の中山間地域等直接支払事業で説明しました追加加算分でございます。

次の多面的機能支払交付金7万円の増額は、多面的支払交付金事業にかかる事務費の追加補助であります。

次のイノシシ緊急特別対策事業費補助金110万円の減額は、事業費確定に伴い減額するもので、次の中間管理事業費交付金684万5,000円の増額は、こちらも歳出で説明しました農地の利用集積にかかる県交付金でございます。

その下の松くい虫損失補償金（地上散布）4万円の減額につきましては、松くい虫防除事業の事業費確定に伴い減額するものであります。

次の3項1目総務費委託金、説明欄の長崎県県議会議員選挙費委託金16万6,000円の増額は、歳出の長崎県議会議員一般選挙費の増額に対応するものであります。次のページをお願いいたします。

16款寄附金であります。1項4目ふるさと応援寄付金200万円の増額につきましては、これまでの実績により増額を見込み、計上するものであります。次のページをお願いいたします。

17款繰入金であります。1項4目後期高齢者医療特別会計繰入金22万1,000円の増額につきましては、29年度決算に基づく繰入金であります。この繰入金につきましては、本来は9月補正で対応すべきものであったと、対応すべきものでありまして、計上漏れでありましたこととお詫び申し上げます。次のページをお願いいたします。

20款町債であります。1項4目土木債、説明欄の社会資本整備総合交付金事業債3,330万円の減額につきましては、歳出の8款土木費で説明しました社会資本整備総合交付金事業費の減額に伴うものであり、次の6目教育債、説明欄の学校教育施設等整備事業債1億9,840万円につきましては、こちらにも10款教育費で説明しました小・中学校エアコン設置に伴うものであります。

歳入につきましては以上でございます。続きまして、地方債補正を説明しますので、5ページをお願いいたします。

第3表地方債補正であります。この地方債補正の表につきましては、先ほど歳入で説明しました20款町債に対応するものでありまして、上段の変更の表では補正前と補正後の限度額の差額が、また、下段の追加の表では限度額が19ページの町債の補正額と一致するものであり、補正後の限度額を、失礼しました、補正後の限度額の合計を6億2,150万円とするものであります。続きまして債務負担行為補正を説明しますので、4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正であります。日本政策金融公庫が長崎県林業公社に貸し付けた資金につきましては、もし日本政策金融公庫が損失を受けた場合は長崎県が日本政策金融公庫に対して損失補償を行い、そして長崎県がその補償を行ったときは、関係市町は長崎県に対し事業割合に応じてその損失の一部を補償することとなっております。そのこのところにつきましては、川棚町林業開発促進基金融資損失補償条例を制定し、定めているところであります。この度、日本政策金融公庫から長崎県林業公社へ利用間伐推進資金4,500万円の貸付があったことから、10月1日付で長崎県農林部長から損

失補償契約の締結について依頼がっております。本町はこの依頼に対して、先ほど申し上げた条例に基づき、長崎県と損失補償契約を行う必要がありますので、今回債務負担行為の補正として追加するものであります。

表の中の事項につきましては、ただいま説明しましたので読み上げは省略させていただきます。期間につきましては平成30年度から平成41年度まで、限度額につきましては長崎県林業公社が借り入れた4,500万円の2万分の50であります。この補償割合の率は、この借入に係る市町の事業割合によって算出されたものであります。

以上が平成30年度一般会計補正予算（第3回）の内容でございます。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** ここでしばらく休憩をいたします。

(10 : 52)

(…休 憩…)

(11 : 10)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** これから質疑を行います。堀田議員。

6 番 堀 田 6番、堀田です。24ページのですね、移住・定住促進事業費の中で意見交換会をされるということでお話がありましたけど、これは年齢層に応じた案内を出されるのかですね。そして何名の方にそういったことでお集まりをいただくのか、お聞かせ願いたいと思います。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 堀田議員のご質問にお答えいたします。移住・定住の関係の交流会に対するご質問というふうなことでありますが、年齢層というのはですね、特別考えておりません。それで、募集をかけまして、だいたい30人程度の交流会を行いたいというふうに考えているところでございます。まだ詳細につきましては、細かいところまで詰めておりませんので、人数とですね、内容としましては移住・定住に係る情報収集、そういうものを含めた意見交換会ができればというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議 _____ **長** はい。田口議員。

2 番 田 口 44ページのブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業

費ですが、内容はまず確認したいのは、ブロック塀はなくて冷房設備だけなのででしょうかというのを1点聞きたいのと、あとこれに対して、要するに2億3,000万円の事業に対して国の補助金は4,200万円しかこないわけで、1億9,800万円は町債で賄えというふうな話のようですが、だいたい国の方が号令かけてやろうとしているのにですね、補助金が少ないのではないかと思われるんですけれども、この町債について、町債を返済するにあたって何か国が充当を、交付金、地方交付税でもつか何かってというふうな話になっているのでしょうか。要するに、地方の負担が大きすぎるんじゃないかという気が私はするもので、その点を聞きたいと思います。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 それではまず名称、この事業名に関してでございます。ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業というふうなことでございまして、これは国が示しております事業の名称でございまして、本町の場合におきましては今回、小・中学校のエアコンの対応というふうなことで、今回はブロック塀は名称としてはございますが、エアコンの方だけ活用させていただくということでございます。以上でございます。

議 _____ **長** 教育次長。

教育次長 補助率の関係は私の方から説明したいと思いますが、まず、この事業に対する補助率は3分の1ということになっています。この補助残、この残りの分については100%の起債がつきます。起債のうち、その起債のうち60%が交付税算定になるということになります。それと先ほどのブロック塀の関係ですけど、ブロック塀につきましては、川棚町が該当する事業、この補助に乗る事業がございませんでしたので、計上しておりません。以上です。

議 _____ **長** はい。山口議員。

1 番 山 口 はい。1番、山口でございますが、この冷暖房設備のですね、事業について中身をお尋ねしたいんですが、これは当然今年の7月の愛知県豊田市の事故以来、国の方が進めてきた事業でですね、来年の夏まで、来年度の夏までですね、小・中学校にエアコンを入れると。教室に。そうすれば当然、工事の時期はですねどれくらい考えられているとかいうのがまず1点です。それから、川棚町に4つの小・中学校があるわけですが、これに

ついてですね、工事等の発注はですね、一括発注されるのか。それとも学校別に発注される予定なのか、その2点をお尋ねしたいと。

議 長 はい。教育次長。

教育次長 私の方からお答えをいたしたいと思います。まず工事、そもそもこの補助事業、交付金事業というのが国の考え方がですね、夏の猛暑対策ということで、30年度の今回の補正に上げたということは、来年の夏までに基本的につけろということでの補正ということで、1年限りのこの事業になります。ですから私共も、教育委員会も基本的には7月までに設置をするということで考えております。ただ、今、その機械、エアコンの装置等がですね、できないということも考えられますので、ただ、とにかく早目に発注、工事をしていきたいということで考えております。それともう1つ、発注方法についてはですね、当然その時期等の、とにかくスムーズに早く終わるということで、一括ではなくてそれぞれの学校ごとというのが一番ベストかなということで今は考えております。以上です。

議 長 はい。久保田議員。

4番久保田 関連して、その発注する場合に、町内の業者さんなんかにも可能なんでしょうか。対応は。

議 長 教育次長。

教育次長 基本的には町内の業者で可能になるかなと思いますけど、電気業者とかが今、町内に可能な業者が2社ぐらいしかいませんので、工事の発注について、工事業者を決定するというときにはですね、指名委員会とかそういったことで検討していきたいと思います。以上です。

議 長 はい。山口議員。

1番山口 7月までにね、工事をしたいということであれば、当然学校というのは常時あっているわけで、子どもが来ているわけですから、そういうことを考えればですね、春休みとか、端的に言えば来年の5月の連休っていうのは10連休とか言われているんです。そういう時期を利用されるのかどうかですね。それを逃せば通常学校というのはずっと子ども達が登校しているわけですから、非常に難しくなる可能性があって、結果的にですね、夏休みに工事をやって、やっと9月についたということになりかねない。そういう点はどういうふうにご検討されるのかお尋ねしたい。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 お答えします。基本的には先ほど言ったように7月まで、6月末までを考えております。補正で繰越を行いますので。時期、とにかく発注契約をとにかく2月、3月までにして発注を早くかけて、その中で春休みとか5月の連休、学校が休みのときっていうことを考えていますけど、ただ業者が、そこら辺の打ち合わせについてはですね、当然発注した中で6月末までの工期をいかにしてクリアするかということで、また協議を個別にしていく必要があるかと思えます。以上です。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 関連して、彼杵の方は春休みに工事に入るというふうな情報を得ました。被らないようにですね、ぜひ学業にも支障のないように、早めに取り組むってということになるかと思えますが、どうでしょうか。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 先ほど言ったように、とにかく早目にですね、取りかかって、とにかく業者とか機器の関係は早目にして、早目に確保する必要があると思えますので、とにかく早目に取りかかっていきたいと思えます。以上です。

議 長 福田議員。

1 2 番 福 田 まず最初に、ブロック塀の方は今回は行わないということですが、前回の議会のときですかね、ちょっとした報告では緊急的な点検は行ったというふうなことでしたけれど、建築基準法とかに見合った耐震性っていうんですかね、そういう正式な点検っていうのはされたのか。また、その対応をしなくてよかったのかということ。

それともう一つは学校のエアコンの設置ですけど、期間等も早くしてほしいんですが、設置場所、室外機ですね、学校でどういうふうに考えておられるのか。騒音等もありますので、屋上とかそういったところが考えられておられるのか。

それともう1点、予算とは直接関係ありませんが、エアコンの使用にあたっての基準ですね。どういった判断のときに入れたり消したり、温度設定をするのか。そういう基準を考えておられるのかお聞きします。

議 長 教育次長。

教育次長 お答えします。ブロック塀についてはですね、町内の各小学校、中学校のブロック塀を全部調査しております。基本的には1.2m以上のブロック塀が対象となるわけですが、本町で危険のこの1.2m以上という高さはですね、1.2m以上というのが調査の結果ありませんでしたので、今回のところには載せておりません。ただ、ブロック塀、若干80cmとかそういった低いところですね、川棚中学校で約20m、それとほかに石木小学校で17m程度ありますけど、それは危険っていうか、危険ではないという判断でそこは対象にしておりません。

それから室外機の設置場所ですけど、室外機の設置場所は各小学校、中学校にベランダがありますので、そちらの方で考えております。これも工期の関係もありまして、それを全部屋上に置くということになると、工期が非常に長くなるということもありますので、とにかく早くやるということで室外機はベランダで、教室の横ということになります。

それから使用にあたっての基準ですけど、特には今のところ決めておりません。ただ、エアコンをですね設置するとですね、どうしてもやっぱり電気料がかかる、コストがかかるということになりますので、集中で管理できるような、何て言いますか、コントロールできるような設備をつけて、生徒達が適当に入れるのではなくて、先生が全部管理をできるような設定にしたいと思っています。以上です。

議 長 村井議員。

13番村井 はい。13番、村井です。38ページの道路新設改良費、この社交金が9,000万円減額、これは毎年ずっと減額があるんですけども、当然予想されるのは、これを活用した事業っていうものが何点かあるんですけども、事業の完成自体が伸びるといのは予想はつくんですけども、こういった状況がよくなるということはないのかなと思っていますね。そこでその工期は当然伸びていくんでしょうが、これが内容的な、工事の内容的なものまで影響をして、大幅な変更っていうのはできないんでしょうけれども、若干工事の内容を変更するとか、工期をいくらかでも早めるためにというようなことも考えられることもあろうかと思いますが、そういったところの判断というものをどのようにされているのかお尋ねをいたします。

議 長 建設課長。

建設課長 それでは村井議員のご質問にお答えいたします。確かに議員がご指摘されたように、工期については現在計画している工期より数年延びることは見込みが立つわけですが、工法の変更等については、現状では考えておりません。町といたしましても、県に強く交付金の予算獲得については今後も要望してまいりたいというふうに思っております。以上です。

議 長 小谷議員。

9 番 小 谷 今の社交金に関してちょっと関連ですけれども、一応、9,000万の減額となっておりますので、工事が予定していた分がだいぶ削られてくるものかと思いますが、そこら辺の詳細をちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 建設課長。

建設課長 はい。それでは小谷議員のご質問にお答えいたします。社交金の内訳でございますが、まず町道東臨港線歩道設置工事においては、交付決定は要望の77%程度。町道上組西部線歩道設置工事については要望の90%。町道中倉線改良工事につきましては要望の29%。そのほかに橋梁の点検、それから橋梁の補修設計、これにつきましては要望どおりの交付決定をいただいているところでありまして、町道中倉線が一番減額が多いわけですが、1億要求に対して2,900万の交付決定でございました。これは事業費ベースでございますので、国費ベースでいくとさらに金額的には補助率が約58%強でございますので、金額的には事業費とは若干違いますが、率的にはそういう率でございます。以上です。

議 長 高以良議員。

10 番 高 以 良 32ページの4款3項1目公害対策費の中の合併処理浄化槽の件でお尋ねしたいと思いますが、今回特例措置を実施するという事で、490万あまりの額が計上されていますけれども、補助金交付要綱を改正をして実施するという事になると思うんですが、年度の途中に要綱を改正することになった理由っていいですか、そういうことと、それから全協で説明を受けたときの話では今年、平成30年の4月1日にさかのぼって適用する予定だということでありました。そのさかのぼって適用する時期っていいま

すか、30年4月1日までさかのぼることにする理由ということについてお尋ねをしたいと思います。

議 **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。ただいまの質問についてお答えいたします。まず、特例措置について要綱を改正をするのが年度途中になったことに対する理由ということでご質問をいただいたかと思いますが、これにつきましては3月の議会で一般質問を受けて町長の方で設置に関する補助金、それから維持管理に関する補助金等をですね、今後検討して進めていくと。この進めるにあたっては汚水処理のですね、あり方、公共下水道、それから浄化槽による汚水処理の区分を、本年4月から区分をきちんと明確にしたうえでですね実施を、明確についていうか、公共下水道の区域を一部縮小して汚水処理を実施するという観点から、明確に今後の汚水処理のあり方、浄化槽によるもの、あるいは公共下水道によるものという形が明確に本年4月1日からされたということ踏まえて、浄化槽の区域の推進については補助金の引き上げを4月1日から合わせてですね、特例措置を設けて推進をするという立場に立ったうえで今回の要綱を、年度途中ではありましたが4月1日からということにしております。

ただ、年度途中からとした、に至ったことにつきましてはですね、町長が9月で任期を終える中で、自分がまだ、そのあとの町政を任されるかどうかというやはり1つの考えから、町長の方でしばらくそこは待っておけという指示でございましたので、9月の新しい任期から、第3期目の任期からをもって実施をするということで、年度頭にさかのぼって実施するという考えの中で年度途中になったものでございます。30年4月1日からのさかのぼるについては、今説明をした中でも言いましたように、年度途中の改正ですね、頭までさかのぼらないと年度の中で不公平が生じるので、その適用については4月1日までさかのぼるということで考えたものでございます。以上です。

議 **長** 町長。

町 **長** 私の方から少し補足をさせていただきます。私が答弁しなければならないことを課長が言いましたので、少し楽になりましたけど。実は、これまで合併処理浄化槽に対する補助金の引き上げについては、以前か

ら要望があつておりました、その都度、現在公共下水道事業を進めておりますので、その事業の区域の確定がなされた時期にそういったことを判断しようということでこれまで答弁をしておりました。そういった中で、今年の3月末において、これ以上下水道区域を広げないということにしましたので、本来はその時点で3月の新年度の当初予算にそういった今回の引き上げの予算を提案したかったんですが、先ほど課長が言いましたように、9月に町長選挙が予定されておりましたので、選挙前にそういった助成を拡大するっていうのは、事業を展開すること自体あまり私は好ましくないというふうに考えましたので、それを控えて今回の提案としたわけでありまして。そういった中でやはり議員もおっしゃるように年度途中からの事業となりますと、そこにはやはり問題がありますので、4月にさかのぼってということで事業を構築したわけでありまして、ぜひそういった背景をご理解いただきたいと思います。以上でございます。

議 _____ **長** はい。三岳議員。

3 番 三 岳 3番、三岳です。今のに関連をしましてですね、先般、全員協議会の中で説明があつております。このことについてはですね。ただ、私が1点ですね気になるのは、要は維持管理にかかるですね、要するにそれぞれの設置者の負担ですね。それについての検討、表はいただいたんですよ。ただ、その中にはですねこれを、維持管理についても助成的なものをするというのは示されておきませんが、その点についてはですよ、先ほど町長が言われた設置に対する補助を増額されたっていうのはですね、評価したいと思うんですが、これから設置される方も含めてですね、現在の合併処理浄化槽に対する維持管理の助成というのは、どのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。それではただいまのご質問についてお答えいたします。維持管理の補助につきましては、先日の全員協議会の折にも説明をさせていただいたように、制度の構築をするまでですね、もうしばらく時間をいただきたいということでご説明をさせていただいたところです。公共下水道等の維持管理費等に相当する下水道使用料の負担、それから浄化槽の維持管理に要する負担っていうのは各設置者の方で負担をしておられますので、こ

この均衡上の問題としてご質問をいただいているということで、今後、やはり維持管理に関する助成についてもですね、検討をしていきたいということで考えておりますので、そういった指示も町長の方からもらっておりますので、もうしばらく制度の設計としてですね、時間をいただきたいと思います。全協の中でも説明しましたように、浄化槽の維持管理の負担が、かかる負担が、やはり汚水量が多ければ下水道よりですね、浄化槽の方が安くなるというのがちょっとあるかもしれませんが、負担が小さくなると。ただ、浄化槽への汚水の流入量がやっぱり少なければですね、下水道の方がやはり有利になるという公平性の問題もありますので、こういった部分についてもうしばらく時間をいただいて、こういった維持管理の助成が適当なのかということの研究をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

議 _____ **長** 三岳議員。

3 番 三 岳 今ですね、課長から説明があったんですけども、例えばですね、今回区域を、例えば新谷及び東部地区ですね、そういったところには下水道は行かないわけですね。しかし、今下水道の区域というのは、財政面からいきますとね、4億の一般会計からの繰入をしているわけですね。そして、基準内が2億、基準外が2億ということで、これはいわゆる維持管理、料金的なものをですね、助成、補助している格好になっているんじゃないかなと私は思っているんですよ。そうしますとね、そういった浄化槽での汚水処理というのがですね、負担が大きいんじゃないかなと思っているんですよ。ですから、そういった面です、比較検討をしていただいて、そこはやはり下水道を倍に引き上げろとは言いませんが、引き上げれば一般会計からの繰入はなくなるというふうにシミュレーションができていると思うんですが、それもできないでしょうから、やはり浄化槽を設置している方に対してですね、そういった助成っていうのはあってもいいんじゃないかなと思いますが、この点は、私は町長の考えをお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。お答えします。この件につきましては、設置費に対する補助を含めて維持管理費に対しての補助も、その時点で検討したいという

ことはずっと前々から言ってきました。そして、今回設置についての補助の引き上げを行うということで提案しております。それと同時に、維持管理についてもどうするかということについては、事務方で十分協議検討をして、そして今回の結論を出して全員協議会に説明をしたところであります。

そういった中で三岳議員は今、下水道事業に対して4億も繰出をしているということの話がありましたけれども、それは当然そういったことでしてございまして、これは法定繰入と、あるいはそれ以外のいわゆる補助の繰入もあります。そういったことで、今回下水道を公営企業会計にしたことによりまして、そのいわゆる収入と支出のバランスが十分取れていないということで、この企業会計にしたことによって下水道事業の運営を、少し今後見直していこうということの研究しなければいけないというふうに思っております。

そういった中で、下水道については公共の施設で、いわゆる公が管理をする、町が管理をするっていうことになっています。これは下水道使用料を取って、そして町が管理をしていくと。しかし、合併浄化槽については基本的には個人の財産でありますので、個人で管理をしていただくということが基本になっております。そういった原則を踏まえながら、今後こういった維持管理に対する助成をするかということについては研究をしていきたいと思っております。先ほど課長が言いましたように、今後の課題として研究をさせていただきたいと思っておりますので、そういった中で県内でもこの合併浄化槽に対する維持管理費の助成については3自治体ぐらいしかしておりませんので、今後そういった状況を検討しながら事業の構築をしていきたいと思っております。ご理解いただきたいと思います。

議 長 ほかに質疑はありませんか。福田議員。

1 2 番 福田 はい。1 2 番、福田です。3 4 ページの農業振興費、農地中間管理事業費の県の10分の10ということでしたけれど、この農地集積に対する協力金ということで、どれくらいの集積に対する、実績による補助金なのか。その制度、協力金の支払いは制度そのものの金額の根拠となるものをちょっとお聞きしたいと思っております。その地区と組合ですか、組合と面積、集積された面積によるものなのかをお聞きしたいと思っております。

議 **長** 産業振興課長。

産業振興課長 福田議員のご質問にお答えいたします。面積につきましては約68haになります。1a当たり1,000円の、これは概算ですけれども、集積協力金がまいりまして、それをかけて約678万5,000円となります。地区につきましては、まず五反田地区、それから中山地区、石木地区、岩立地区、小串地区になります。現在、数年前からずっと集積をしております、約100ha近くが集積ができております。ですので、平場についてはほとんど集積が終わっているということで、今後はあまり集積が伸びていかないかなというふうに考えております。以上です。

議 **長** 小谷議員。

9 番 小 谷 また合併浄化槽に戻るんですけども、32ページですが、一応32年度まではこの17基ということで予算を組まれていくということで説明を受けておりますが、例えば彼杵の例を取りますと、この設置補助をつけてから年間約60から70基ぐらいの工事をしているということで聞いております。ですので、今回このように要綱を改正して補助をつける場合、工事が増えてくる可能性も考えられると思うんですけども、そうした場合の対応をどうされるのかっていうのをまず一つお聞きしたいのと、予算的に今回498万1,000円ということでありましたが、10年概成ということで、37年度ぐらいまでにだいたい設置を推進していくということで聞いておりますが、その場合ペース的に年間やはり70前後ぐらいやっついていかないと追いつかないと思うんですけども、そのあとが予算的に、これは2,000万、3,000万という額になってくると思うんですけども、その辺の予算の確保等どのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

議 **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。ただいまの小谷議員のご質問についてお答えいたします。まず、平成32年度まで17基の予定で推進をするというようなことですね、先日の全協の方でも説明をしておるんですけども、これは循環型社会形成推進交付金について、5年間の整備計画ということでですね、28年度から32年度までの推進にある交付金ということで、今現在その計画で提出をし、この交付金を受けているところでございますけれども、これは28年度の時点ではやはりその以前の、27年度以前の浄化槽の設置の状況等

を勘案しながらですね、そして下水道の区域の枠がですね、まだ今回4月1日から見直しにかかる以前が新谷、あるいは東部地区の一部についてもですね、下水道の区域とされておったことから、そういったペースで進めようということ考えておりましたけれども、今回4月から変更になるということで、やはり区域、浄化槽で整備する区域の幅が広がるという状況になります。そこで、32年度までは現状17基ということで予定を、今の現計画はなっておりますけれども、県の方を通してですね、国にこの循環型社会形成推進交付金の変更の計画ができるのかどうかというのは、今後の設置の規模をですね、申請の状況を踏まえながらですね、32年度分まではですね、変更できるようにであれば一部変更を、計画の変更をしなければいけないというふうな考えは持っております。また、33年度以降の5年間につきましては、新たにこの推進計画を出さなければいけませんので、ここでは37年度までに完成するであろうを予定してですね、年間の設置基数をやはり検討したうえで計画を提出をするということ考えております。そうしないと、町のこの浄化槽の設置事業に対する町負担が大きくなりますので、可能な限り国の補助金、あるいは県の補助金を受けられるようなですね、財源確保という意味でのですね、ことは図っていかなければならないと考えております。

そういったことで工事が増えていけばですね、当然、東彼杵町が千綿区域とかですね、こういったところはしないということではっきりしたうえで、そうした年間の計画も増やして、そして補助金も増額して実施をしているということを考えると、本町としても同じような考え方でですね、今後の計画変更、あるいは33年度からの計画については、37年度までで実施できるように計画を立てて推進をし、そして財源の確保に努めていかなければならないというふうに考えております。以上です。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 17基を超えた場合ということで、すみません、答弁が漏れております。17基を超えた場合の予算の手当てというのはですね、現状要綱にも予算の範囲内でということで謳っておりますので、やはり17基を超えても1基あたりの国庫負担の補助の対象になる部分を超えればですね、すべてそれは一財となってしまいますし、17基を超えていってそれを、設置を助成するとなると、18基以降の分はすべて町の補助金となりますので、

そこは受付順という形ですね、設置を待ってもらうなりの手当てが、やっぱりしていかなければ、財政的に厳しいんじゃないかなというふうに私としては思っております。以上です。

議 長 はい。山口議員。

1 番 山 口 2点ほどお尋ねしたいと思いますが、補正予算書の16ページですね、ふるさと応援寄附金が200万ほど増えるという見込みですが、この200万というのは川棚町のふるさと応援金の前年度分と比べたら約2割近い増加になるわけですが、この要因がどこら辺にあるのかというのがまず1点。

それから、34ページイノシシ緊急特別対策事業費110万ほどの減になっていますが、これは大変、イノシシの被害については農家の方も含めてですね、大変手を焼いているというのが現状であると。そういう中で110万の減になるというのは、いわゆるこの緊急対策事業は終わったのか、それともイノシシが減ってしまっただけですね、取らなくてもいいようになったのかどうかですね。ちょっとそこらの事業の中身が110万減というのがどこら辺にあるのか、その2点をお尋ねしたいと。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。山口議員の最初のご質問についてお答えいたします。

今回、ふるさと応援寄附金につきましては200万円を増額したということの要因でございます。今年度に入りまして、予算の説明のときにもご説明したんですが、当初はふるさとチョイスというところを、インターネットの窓口を使ってふるさと応援寄附金をしていただいていたわけですが、やはり窓口をもっと増やした方がいいというふうなことから、楽天市場を使うようにしたわけですが、その結果でございますが、平成11年度、失礼しました。11月までの実績を見たところですね、150万程度昨年度に比べて増えていると。そういう状況でございますので、やはり楽天市場を使ったことによりまして、客層がやっぱり広がっているというところからですね、今回増額を見込みまして、200万円を増額したということでございます。以上でございます。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 山口議員のイノシシ緊急特別対策事業費の減についての質問

にお答えいたします。これの減につきましては、ワイヤーメッシュの設置にかかる補助でありまして、昨年、前年度にある程度範囲を決めて予算を要求して、そのあと、その予算がついたあとに入札をかけまして、それで落札減が生じております。その範囲が決まっておりますので、それ以上ほかのところに広げられないということで、その落札減について減額をしている分であります。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。小田議員。

1 1 番小田 1 1 番、小田です。2 8 ページです。養護老人保護措置費がですね、7 2 0 万ほど増額になって、これは想定より人数が増えたためというふうに説明を受けましたけども、どの程度の人数が増えてくると予想をされるのかというのを1 点と、あと、全国各地で老人の虐待など、施設での虐待などが問題になっておりますけれども、町内の老人介護施設でですね、そのような虐待などの問題というものは出ていないのかというのをお尋ねいたします。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。養護老人保護措置費についていただきましたご質問につきましてお答えいたします。平成2 9 年度の養護老人ホームへ措置した方がですね、月平均2 3 人ということになっております。本年度、平成3 0 年度でですね、月平均2 6 . 5 人ぐらいになるということで、3 . 5 人ぐらい月当たりになりますと増加しますので、この増加分が今回措置費の増額分として補正を計上させていただいたものです。以上です。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 老人施設、介護施設等における虐待の報告ですけれども、現在町で把握している部分はありません。あと、けが等がございましたら施設の方から報告が、その都度報告があります。そういった報告等を受けたらですね、町の指定に関しては町の方が立ち入り検査等を行いますし、県の指定の施設については県の方が直ちに入るようなこととなっております。以上です。

議 _____ **長** はい。高以良議員。

1 0 番高以良 4 2 ページです。9 款1 項3 目消防費の中の施設改良費ですが、防火水槽の修繕に対する補助ということでしたが、これは新規なのか、

修繕の費用が増額のために追加で補助することになったのか、場所はどこなのかについてお尋ねします。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。施設改良費の増額についてご説明いたします。これは当初予定した東小串地区の防火水槽でありまして、この改良について、当初改修で予定をしておりましたが、実際工事にかかりましたところ、やり直しを要するということになりまして、その分増額となったというものであります。以上です。

議 長 久保田議員。

4 番久保田 別の問題です。先ほどのふるさと応援寄附金の場合に200万円が楽天市場の利用によって増えたということの答弁だったと思いますが、そうなるこのふるさと応援寄附金が増えることによって、24ページの役務費の80万、ここが、ここも増えてくるようになるのでしょうか。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 久保田議員の質問にお答えいたします。今、久保田議員がおっしゃられたとおり寄附金の増額によりまして、先ほど説明しましたふるさとチョイス、それから楽天市場、こちらのサイトの手数料、それが必要になりますので、その分を増やしたということでございます。以上でございます。

議 長 堀池議員。

7 番堀池 32ページ、保健衛生総務費の中で、母子保健事業で110万増と。これは出産祝い金が増えたということなんですけども、新たに出産される予定が出てきたのか。何名ぐらい予定されているのかというのを聞きたいんですけど。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 お答えいたします。出産祝い金の支出の予定ですけれども、今のところ10月末で21名の方に支出をしております。それから、3月末までの見込みとして13名の方、合計で34名の方への支出ということで予定をした増額補正であります。以上です。

議 長 三岳議員。

3 番三岳 33、34のですね、水産業費の中で額的にはわずかなんで

すけども、説明の中でですね、川棚漁協と大村漁協の合併ですか、これは今どのような状況なのかお尋ねをしたいと思うんですが。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 三岳議員のご質問にお答えいたします。大村湾、それから多良見、川棚漁協の合併ですけれども、ただいまの状況につきましては、まず先月、先々月ですね。10月31日に合併推進協議会が設置をされております。11月の20日に2回目の合併推進協議会が開催されまして、そのときに合併基準の決定、それから合併経営計画の案の決定、それと合併契約書、覚書の決定がされております。その2回目の推進協議会をもって、そのあと各漁協ごとに地区別組合員説明会が開催されております。川棚漁協につきましては、11月の24日に開催されまして、この推進協議会での決定された内容を説明をされ、その結果、最終的に合併するという事で仮の議決をされまして、反対者はなかったということになっております。その後、その日に理事会を開催されまして、臨時の総会を12月7日、今日ですね、今日の午後2時から開催をされまして、合併議案の決定をされることになっております。その後、31年の1月23日に調印式、合併を4月1日ということスケジュール的には進んでいる状況であります。以上です。

議 _____ **長** ほかにございませんか。よろしいですかね。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第41号「平成30年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第41号「平成30年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」は原案のとおり可決されました。

(12:04)

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(12:04)

(…休 憩…)

(13:00)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に日程第5、議案第42号「平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第42号「平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」について提案理由をご説明いたします。今回の補正は歳入歳出予算の総額に、歳入差出それぞれ491万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億9,346万9,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては健康推進課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳入からご説明いたしますので6ページ、7ページをお開きください。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金は財政安定化支援事業の財政措置額

決定に伴う増額補正であります。この財政安定化支援事業は、市町村国保財政の安定化、保険料負担の平準化等に資するための地方交付税措置であり、一般会計から国保特会に繰り入れるものであります。

次に歳出を説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。

3款国民健康保険事業納付金、1項1目一般被保険者医療給付費分は補正額はございませんが、先ほど歳入で説明いたしました財政安定化支援事業の一般会計繰入金増額に伴う財源区分の調整であります。次のページをお願いいたします。

5款保健事業費、1項2目あんま・はり・きゅう施術費につきましては、施術所の新規登録及び全体的な件数増加に伴いまして、19節負担金、補助及び交付金を増額補正するものであります。次のページをお願いいたします。

9款予備費、1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより増額補正をするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。質疑はございませんか。はい。久保田議員。

4番久保田 ページ11ページで新規登録っておっしゃったって思いますが、お尋ねします。

議 _____ **長** はい。健康推進課長。

健康推進課長 久保田議員のご質問にお答えいたします。10ページ、11ページのあんま・はり・きゅう施術費につきましては、補助金を交付をしております。国民健康保険あんま・はり・きゅう施術規則を制定して、登録をされた事業所に補助金を交付をしております。その事業所が1件新規で登録がございまして、その増額分と、この施術費につきましては例年より若干推移として補助額が上がっておりますので、件数が上がっておりますので、その分を増額補正をしたものであります。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第42号「平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第42号「平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:06)

議 長 次に日程第6、議案第43号「平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第43号「平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ75万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,396万1,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては健康推進課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、補正の内容につきまして事項別明細書でご説明いたします。歳入からご説明いたしますので6ページ、7ページをお開きください。

4款繰入金、1項2目保険基盤安定繰入金につきましては、保険基盤安定負担金の額の決定により、町負担分を一般会計から繰り入れるための増額補正するものです。なお、この保険基盤安定制度は低所得者の保険料軽減分を町4分の1、県4分の3の公費において補填する制度であります。

次に歳出について説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、先ほど歳入で説明いたしました一般会計から繰り入れた保険基盤安定負担金を、後期高齢者医療広域連合へ納付するための増額補正であります。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしく願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第43号「平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第43号「平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(13 : 10)

議 _____ **長** 次に日程第7、議案第44号「平成30年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第44号「平成30年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億9,887万2,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては健康推進課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、補正の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳入からご説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。

3款国庫支出金、2項4目保険者機能強化推進交付金につきましては、新たに目を追加し、概算額を増額補正しております。この保険者機能強化推進交付金は、市町村の自立支援・重度化防止等の取組を支援するために、今年度から新たに創設された交付金であります。

次に歳出についてご説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項 1 目介護サービス等諸費、同じく 2 目介護予防サービス等諸費につきましては、説明欄のとおり各種サービス費を現況の推移により増額、減額したもので、2 款保険給付費内で調整をしておりますので、補正額は 0 となっております。次のページをお願いいたします。

4 款地域支援事業等費、1 項 2 目包括的支援事業・任意事業費につきましては、包括支援センター職員の人件費にかかる増額補正であります。次のページをお願いいたします。

6 款諸支出金、1 項 2 目償還金につきましては、過去の地域支援事業交付金において返還すべき交付金が発生したため、国、県、支払基金への返納金を増額補正するものであります。次のページをお願いいたします。

7 款予備費、1 項 1 目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより増額補正をするものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくをお願いいたします。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。久保田議員。

4 番久保田 ページ 7 ページです。重度化防止で、今年度から新たに設けられたというふうに説明を受けたと思います。これはどこで受けるサービスにつけられたものなののでしょうか。地域とか居宅とか施設とか、そういうふうなところで受けるサービスなんだろうが、どこでしょうか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 久保田議員の質問にお答えします。これはサービスに対する交付金ではございません。市町村の自立支援・重度化防止の取組を評価して支援するために創設をされたものであります。项目的には 6 1 項目ございまして、満点で 6 1 2 点となっているんですけども、さまざまな項目がありまして、例えばケアプランの点検をどの程度実施しているのかとか、そういった部分で配点を 1 0 点であるとか 5 点であるとか、そういった部分を 6 2 項目積み上げた中で、国全体では 2 0 0 億、国全体で 2 0 0 億の予算規模で、1 0 億を都道府県、残りの 1 9 0 億を市町村の配分となっております。そこの 1 9 0 億を点数で割り振ってですね、金額が、交付額が決定してくるということになっております。以上です。

議 _____ **長** はい。久保田議員。

4 番 久保田 それによって、介護を受ける人達にとってはサービスの充実に図られるんでしょうか。図るんでしょうか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 もちろんこの補助金の、交付金の目的としては自立支援であるとか、重度化防止、こういった取組を評価して交付されるものでありますので、サービスの向上にはなると考えております。

議 長 ほかに。はい。福田議員。

1 2 番 福田 福田です。9 ページですね、9 ページのサービスに関して、居宅介護サービス費の方に3,600万円振り替えて増加してあるわけですが、この増加した動向と言われましたが、その要因はどういうふうなものか把握しておられますか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 福田議員の質問にお答えします。まず、この居宅サービス給付費につきましては、ここの中にですね、細分化すればさまざまな訪問サービスであるとか通所サービス、短期入所サービス、福祉用具、住宅改修サービス、さまざまなサービスがこの中に含まれておりますので、一概に大きな要因というものはですね、分析はしていないんですけれども、していないっていうか、認定者がですね、昨年度より、予定よりですね、多くなっております。そういった部分で居宅サービス利用者が、月平均額が増加しておりますので、その分の積み上げが3,600万の増加ということになっております。特に、訪問サービス、通所サービス、通所リハサービス、これらが多く伸びているという状況であります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** ありませんね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第44号「平成30年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第44号「平成30年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)」は、原案のとおり可決されました。

(13:20)

議 **長** 次に日程第8、議案第45号「平成30年度川棚町下水道事業会計補正予算(第2回)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第45号「平成30年度川棚町下水道事業会計補正予算(第2回)」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は収益的収入及び支出で、収入において175万4,000円を減額し、収入予算の総額を5億2,119万9,000円に、また、支出において256万5,000円を減額し、支出予算の総額を5億2,375万円にしようとするものであります。

一方、資本的収入及び支出で、収入において810万1,000円を減額し、収入予算の総額を2億5,287万8,000円に、また、支出において840万6,000円を減額し、支出予算の総額を4億1,482万4,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては水道課長から説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 **長** 水道課長。

水道課長 それでは、説明いたします。まず3ページをお開きください。補正予算実施計画書により説明をいたします。

収益的収入及び支出について、まず下段の支出についてですけれども、1款1項3目処理場費、節の光熱水費につきましては水道及びガス代であり、使用実績により増額するものであります。委託料につきましては、処理場の維持管理費にかかる委託料であり、執行残による減額になります。動力費につきましては、処理場の電気代であり、今年5月に電気代の値上りがあっており、実績を見込んで増額するものであります。

4目総務係費は総務係職員2名の人件費など、下水道事業全般の経常経費であります。人勸による人件費を増額するものであります。

5目減価償却費は下水道施設にかかる建物などの有形及び無形固定資産の減価償却費の経費であります。今年9月の定例会において、中部地区の汚水枝線実施設計業務を追加したことにより、有形固定資産構造物にその分を計上しておりましたが、今年度は実施設計のみであり、資産化されないことから建設仮勘定へ振り替えたことによる減額であります。

6目資産減耗費につきましては、下水処理場、マンホールポンプなど下水道施設及び下組ポンプ場の雨水施設にかかる固定資産除却費を計上しているものであり、工事实績により増額するものであります。

次に上段の収入についてですけれども、1款2項営業外収益の2目他会計補助金は、説明欄の汚水減価償却費補助金につきましては、支出で説明しましたが、減価償却費との見合いにより減額するものであります。企業債利息支払分につきましては、支出の実績見込みにより見合い分を減額するものであります。特別損失分につきましては賞与引当金等を繰り入れるものであります。

4目長期前受金戻入は、長期前受国庫補助金戻入について、減価償却費の減額にかかる見合い分を減額するものであります。

5目消費税及び地方消費税還付金につきましては、現時点での工事等の実績を見込み、見込みにより消費税及び地方消費税の還付金を減額するものであります。

次に4ページの資本的収入及び支出であります。まず下段の支出についてですけれども、1款1項1目下水道建設改良費は、施設係職員3名の人件費

及び建設改良にかかる計上経費であります。まず、給料から賞与引当金、繰入額の人件費につきましては、人勸等に伴うものであります。委託料につきましてもは執行残による減額です。工事請負費につきましては、補償費への流用及び執行残による減額であります。補償費につきましては小串地区污水枝線工事に伴う水道管の移設にかかる増額であります。

次に上段の収入についてですけれども、1款3項1目他会計負担金は基準内繰入である雨水処理負担金とあと施設係分の児童手当を計上しているものであります。支出の工事請負費との見合いによる増額になっております。

1款4項1目他会計出資金は、基準内繰入である雨水処理負担金など企業債償還金の元金を基準外繰入として、建設改良費不足分及び企業債、元金不足分を計上したものであります。支出の工事請負費等の見合いにより減額するものであります。

1ページ、2ページには補正予算実施計画書、5ページには補正予算給与費明細書、6ページには予定損益計算書、7ページ、8ページには予定、すみません、予定貸借対照表、9ページ、10ページにはキャッシュフロー計算書を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 これから、質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第45号「平成30年度川棚町下水道事業会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第45号「平成30年度川棚町下水道事業会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:31)

議 長 次に日程第9、議案第46号「川棚町手話言語条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第46号「川棚町手話言語条例」の制定について、提案理由をご説明いたします。

聴覚に障がいのある方が、家庭や職場、また、地域社会での人間関係を築くための意思疎通を図る手段として、手話が重要な役割を果たしております。手話は音声による表現ではなく、手や指、身体の動き、表情などにより視覚的に表現する目で見える言葉としての言語であり、「障害者の権利に関する条約」や、平成23年に改正された「障害者基本法」において手話が言語であることが法的に認められているものであります。

しかし、今日において手話への理解が広く浸透しているとは言えず、ろう者を始め、手話を必要とする人は情報を入手したり、ろう者以外の人と意思疎通を図ることは容易ではなく、不便を感じ、不安を抱えながら日常生活及び社会生活を送っておられます。このため、手話言語に関する基本理念及び町の責務並びに町民及び事業者の役割等を定めることにより、手話を普及させ、地域において手話をしやすい環境を構築し、ろう者とろう者以外の人々が尊重し合いながら、共に生きる地域社会の実現を目指して、本条例を制定しようとするものであります。

詳細につきましては住民福祉課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。それでは手話言語条例について説明いたします。議案をご覧ください。

まず今回この議案を提案するにあたりましては、ろう者、あるいはそのサポートをしていただく、または手話を広げようとしていただきます手話サークルの皆さんと意見交換を行いながら、いろんな意見交換を交わしたうえで、この条例の案を提案しておるところでございます。それぞれの条文についてご説明いたします。

第1条につきましては、手話が言語として位置づけられていることを踏まえ、本町においても手話の普及、その他の手話を使いやすい環境への推進を通して手話への理解や普及が促進され、あらゆる場面で手話を使え、すべての人が自分の考えや思いを自由に伝えあえるような社会づくりを目的とすることを定めています。

第2条につきましては、第1条に規定する目的を受け、本町における手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念について規定しております。

第3条につきましては、町が手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話を使いやすい環境を整備するための施策を推進する責務を負っていることを明らかにいたしております。

第4条につきましては、町民及び事業者は第5条の規定により、町が推進する施策に協力する役割を規定しており、また、事業者の事業活動を行ううえでの基本的な役割を定めております。

第5条では町が推進する手話への理解の促進及び手話の普及などのための施策について定めており、障がい者に関する福祉計画などと調和をもって推進することを規定しております。

第6条では町の財政措置について、議案次のページ、第7条では町長への委任について定めているものでございます。

附則では、この条例の施行を平成31年4月1日から施行することと定めております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。山口議員。

1 番 山 口 この条例でいけばですね、第4条になりますが、町民及び事業者の役割ということですね、第5条に掲げる町の施策に、いわゆる事業者並びに町民がその施策を推進するために、いろんなことで協力するよう努めるものとするところがあるわけですが、現実はこの手話条例をつくってですね、事業所であるとか、町民の方にこれを実際どのような形でですね、いわゆる啓蒙したり啓発していかなければですね、単なる条例で終わると思うんですよ。ですから、いわゆるこの4条のところ、町民及び事業者の役割ということで、これは当然こういう条例が施行されると。それに伴って求めるのであれば、町民とか事業者へのですね、啓蒙啓発をどのように行っていくのかですね、その考えをお聞きしたい。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。ただいまのご質問についてお答えいたします。町民及び事業者につきましては、手話の理解をやはり深めていただくと、手話への理解を深めていただくということで、やはりそういった取得する機会というものを広く設けていきたいと思っておりますので、手話サークルの皆様方と協議を行って出前の手話講座、あるいは事業所に対してもですね、手話講座などを積極的に受けていただけないかということをお願いをしていきたいと思っておりますし、当然そういった申し出があれば、手話の講座などをですね、実施をさせていただきたいと思っております。そうしたことで手話が少しでも広まっていくことを期待していくところでございます。以上です。

議 長 はい。小田議員。

1 1 番 小 田 11番、小田です。この手話言語条例っていうのを制定っていうのは大変意義のあるものだと私自身は考えておりますが、町内においてですよ、この手話通訳っていうか、手話を必要とされておられる方がですね、どの程度おられるのか。それから行政の窓口にもいろんな手続きとか来られると思えますけども、そのような対応をですよ、どのように考えておられるのかっていうのをお尋ねいたします。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。本町で手話を必要とされる方、高度の難聴のというところで障害者手帳第1級をお持ちの方はですね4名いらっしゃいます。こうした方々にはですね、日頃、意思疎通を図るうえでですね、地域支援事業として手話通訳者などを今現在利用しながらですね、そうした必要な場面においては手話通訳者を求めていると、そして派遣をするうえでそういった情報の取得などをですね、行って意思疎通を図っているところでございます。

また、町の方でどういうふうにとというようなことでご質問をいただきましたけれども、やはり意見交換をする中で町の方にですね、役場に出かけてきていろんな要件を済ませるときに、町では手話ができる職員がなかなかなくて筆談というような形で済ませておりますけれども、こうした場面ではなかなか筆談で内容をよく把握できずにですね、理解できずに、いわゆる消化不良という形で窓口をあとにするというような場面があるということで意見を伺ったところでございます。そうすることで町としましても、やはり必要な情報を町の窓口でお尋ねになられる場合はですね、できるだけそうした理解をしていただけるようなですね、説明をする必要もあろうかと思っておりますので、手話通訳士をですね、例えば定期的にとというような、月に何回とか週に1回とか、回数を多く、最初から多く設置するということにはいかないかもしれませんが、できるだけそうした通訳士を配置してですね、その必要な理解をしていただけるようなですね、環境に努めていきたいと考えております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。はい。久保田議員。

4 番 久保田 今、行政側の考えが述べられまして、定期的に手話をされる方を配置して、そしてその不自由な人達の手助けをしていただけるようなことを考えるとおっしゃっていましたが、その配置をする何曜日とか決まった日に配置をするとかですね、今日は手話の方がいらっしゃいますよとか、そういうふうなことは周知をどのように町民の方達に知らせていくような考えをお持ちでしょうか。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 まだ具体的に定期的にですね、通訳士を配置するというその状況は考えておりませんが、周知の方法としては広報でお知らせする

というものは考えられます。そのほか、現状においてですね、手話通訳士を派遣を求めてですねおられる方、具体的な方がいらっしゃいますので、こういった方々にはですね、個別に案内をしていくなどの対応をしていきたいと考えております。以上です。

議 _____ **長** 福田議員。

1 2 番 福 田 嬉野市の条例をちょっと見ましたところ、本町の条例案の中には「ろう者をはじめ、手話を必要とする人（以下ろう者等という。）」というふうな文言がありますが、嬉野市の場合はそういう文言はなくて、ただ、手話をしようとする人という文言で統一されております。それで、条例そのものが少し硬いというか、限られた場面を想定してしまいそうなものがあるんですけど、そういうふうな参考とかにされた条例の中ではそういうことは見受けられなかったのかということ。

それと、教育長にお伺いしたいのは、手話の習得及び啓発という関係で、子ども達にそういうふうなのを触れさせるといいますか、教えていくというふうなことは考えておられないのかお聞きします。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 手話を啓発するということにつきましては、現在、今4年生ですかね、対象に福祉読本、リーフレット、冊子をですね、配布しているところで、この中に手話の項目がありますので、そういったことを、手話を学ぶ機会という、それを利用してできるんじゃないかなと。そして、そういった手話ができる方々をボランティアとして、ゲストティーチャーで招いて学ぶ機会を学校ごとにできるのではないかなと考えております。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。福田議員からろう者の定義の関係等のご質問をいただいた件についてお答えいたします。本町の条例としましては、先例の大田市、諫早市、佐世保市の言語条例、これらを参考にさせていただきながら定義をですね、してきたところでございます。例えば全日本ろうあ連盟でモデル条例案とされているものにつきましては、ろう者というような形で規定をされておるんですけども、サークルあるいは、すみません、ろう者の方、あるいは手話サークルの方と意見交換を重ねる中でですね、ろう者だけの定義であればですね、先天性の方、あるいは後天的に難聴になっていくという

ような途中喪失者、こういった方々もやはり手話を必要とするんだよという
ようなご意見もいただいておりますので、そういったことですね、意見を
いただきましたうえでろう者につきましては、すみません、手話を必要とす
る方につきましてはですね、ろう者あるいは手話を必要とする人ということ
でろう者等というような定義を設けたところでございます。以上です。

議 _____ **長** 山口議員。

1 番 山 口 先ほどの繰り返しですが、第4条の町民及び事業者の役割と
書いて、その中で、さっきの回答では手話サークル等と協力してですね、手
話講座等の開設をしながら、そういったことをしながらですね、いわゆる理
解を深めていきたいということで説明があったんですが、じゃあ役場の職員
に対してのですね、手話の講座等を開いてですね、役場の職員の中に手話通
訳ができる人をですね、育成していこうという考えはないのかですね。それ
をちょっとお尋ねしたいと。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 ただいまの質問についてお答えいたします。やはり役場の方
に出かけてくる機会、通訳者の方がですね、毎回いていただければ、日を選
ぶことなくですね、来れるんだがというようなご意見も意見交換の会の中
でもいただいたところなんです。そこで、役場職員に対してもですね、手話への奉
仕員養成講座の受講をお願いしたりですね、簡単な手話ができる程度のです
ね講座は職員講座ということで開いていきたいというふうに、担当としては
考えております。以上です。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** ちょっと補足的に答弁をさせていただきます。今回の条例制
定につきましては、いわゆる障がいのある方もない方も共に生きる、いわゆ
る共生の社会を実現しようという、そういった大きな目的を持って、その一
環としてこの条例を提案しているわけでありまして。そういった中で、川棚町
におきましては以前から手話サークルの方々がいろんな機会にボランティア
で手話通訳をなさっていただいております、意外と私共そういった機会に
呼ばれる場合にはその手話通訳というのは一般的に理解できるわけでありま
すけれども、広く町民にはまだ浸透しておりませんので、手話がいわゆる言
語であるということをまず町民に理解をしてもらう、そういったことが大事

ではないかと思えます。

そういった中で条例をつくった以上、役場も事業所の1つでありますので、まず役場からそういう体制をつくっていかなければならないとこう考えております。まだ、具体的には担当課の方もその施策は明確には見出していないと思うんですけども、今、県内各地でこの手話言語条例が制定の動きがあります。これまで大村市、諫早市、そして最近では佐世保市が条例を制定しております、町としては川棚町は早い方ありますので、これからこの議会に、12月議会に東彼杵町、波佐見町も提案をされておりますので、たぶんこれからさらに手話が広まっていくだろうと、こう思っております。そういった中で、職員がしっかりとした対応ができなければ、山口議員がおっしゃるように、この条例の実効性というのが担保されませんので。

実は、長崎県町村会が事務局を持っております市町村職員研修センターというのがありまして、そこで私といたしましては手話の研修会をしていただくように要請をしてみたいと、こう考えております。そうしますと役場の職員、市役所の職員もこの手話通訳ができる職員が今後増えていくのではないかとこう思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。以上でございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですかね。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議案となっております議案第46号「川棚町手話言語条例」は総務厚生委員会に付託したいと思えますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第46号「川棚町手話言語条例」は、総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

(13:53)

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(1 3 : 5 3)

(…休 憩…)

(1 4 : 1 0)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 ここで、住民福祉課長より発言の申し出がっておりますのでこれを許可いたします。住民福祉課長。

住民福祉課長 先ほど手話言語条例の制定の件におきまして、小田議員の方から手話を必要とする方についてですね、何人ぐらいいるのかというようなご質問をいただいたところでございます。

そこで、私の方からは聴覚障害の1級の手帳所持者ということで、4名ということで、4人ということでお答えしたところですが、先ほど傍聴に見えておられた手話サークルの方の中からですね、方からですね、ちょっとご助言をいただきまして、例えば2級ぐらいまでの方はかなり難聴、聞こえないよと。また、今日見えていらっしゃった中にも4級の手帳をお持ちの方がいらっしゃるということで、近くではいいけど、離れるとやはり聞こえない。ですから手話を利用してですね、そういった意思疎通を図っていますというようなお話をいただきましたので、4級までの手帳の所持者についてですね、お知らせしたいと思います。

先ほど言いましたように、聴覚障害の1級手帳の所持者が4人でございます。2級の所持者が10人、3級の所持者が11人、4級の所持者が13人となっております。必ずしも4級までの方がですね、手話を必要としているかということとはまた別なところもございますけれども、難聴としてそうした手話による意思疎通を図る機会があるということでお話をいただきましたので、先ほどの回答に、答弁に加えて、補足して回答させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議 長 それでは議事に入ります。次に日程第10、議案第47号「佐世保市及び川棚町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第47号「佐世保市及び川棚町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議の件」の提案理由をご説明いたしま

す。

本議案につきましては、今年9月3日に連携中枢都市宣言をいたしました佐世保市と本町との間において、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議を進めるにあたり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては企画財政課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 それでは私の方からご説明の方をさせていただきます。町長から説明がありましたとおり、本町と佐世保市との間で連携中枢都市圏形成に係る連携協約を提携することに関し協議することについて、自治法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。この連携協約に規定する事項につきましては、国が定める連携中枢都市圏構想推進要綱に準拠したものになっております。具体的には連携協約を締結する市町の名称のほか、目的、基本方針、連携する取組み、費用分担、定期的な協議、協約の変更、廃止についてそれぞれ規定しております。それでは1枚めくっていただき、別紙の連携協約をご覧ください。

第1条におきましては、連携協約の目的を地域経済の活性化と利便性の向上に取り組み、住民が安心して快適に暮らせる圏域を形成することとしております。

第2条、基本方針といたしまして、第1条の目的を達成するため、連携する取組を推進することとし、そして第3条にはその連携する取組と役割分担を規定しております。連携する取組と役割分担につきましては、後ほど別表でご説明させていただきます。

第4条におきましては、連携事業に係る費用分担についてであります。佐世保市と川棚町が協議して別に定めるとし、第5条では連携協約の推進に関し、連絡調整を図るため毎年度協議会を開催することを規定しております。

第6条では連携協約の変更、または廃止の協議をするときは、あらかじめ議会の議決を経る必要があることを規定しております。次のページをご覧ください。

こちらには第3条で規定する、本町と佐世保市が相互に連携して取組内容と役割分担が記載されております。国が定める連携中枢都市圏構想推進要綱では、連携する取組として圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化、そして圏域全体の生活関連機能サービスの向上の3つの役割を果たすことが必要とされております。本圏域につきましても、この3つの役割を基本に施策が組み立てられております。

1番の圏域全体の経済成長のけん引に関する取組では、施策分野として産業クラスターの形成、イノベーションの実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成など3項目を、次のページになりますが、右の方になりますが、2番の高次の都市機能集積・強化に関する取組につきましては、施策分野として高度な中心拠点の整備、広域的な公共交通網の構築など2項目を掲げております。これらにつきましては、佐世保市が主体的に取り組み、地域経済をけん引するもので、連携市町においてもその便益を共有するものであります。次のページをお開きください。

3番の圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組では、生活機能の強化にかかる分野として福祉、教育文化など4項目を、右のページになりますが、結びつきやネットワークの強化にかかる分野として2項目を、県域マネジメント能力の強化にかかる分野として2項目を掲げております。これらにつきましては、圏域の住民生活に密接にかかる分野について、佐世保市と連携して取り組むものでございます。そして、2枚目にお戻りください。連携協約の一番下になります。

附則でございます。附則におきまして、連携協約の施行日を平成31年4月1日としております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしく願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 今、この附則の説明がありましたが、5市6町でしたっけ、この中核都市圏に参加している各市町と佐世保市とがそれぞれ個別にこのような連携協約を結ぶということになると思いますけれど、全体の各市町と佐世保市との連携協約締結が揃って全体が、この施行になるのが4月1日というふうな予定であると考えればよいのでしょうか。

議 **長** 企画財政課長。

企画財政課長 今回の連携協約におきましては、中心地となる佐世保市と川棚町の協約でございます。ですので、今回の協約ではあくまでも佐世保市と川棚町が、川棚町のこの協約が来年の4月1日に施行されるということでございますので、あくまでも佐世保市と川棚町、1市1町の関係ということになります。以上でございます。

議 **長** 田口議員。

2 番 田 口 私が考えたのはですね、佐世保市と川棚町との間だけの話であればいつでもいいんじゃないか。すなわち、協約が締結されたら即施行でいいのではないかと考えたので、わざわざ日にちを決めてあるっていうことはほかの各市町とのスタートを揃えるという意味なのかなと思って聞いたわけです。

議 **長** はい。企画財政課長。

企画財政課長 今、田口議員がおっしゃったとおり、申し合わせの中で、12月の定例議会において、それぞれの市町においてこの連携協約の方を佐世保市とそれぞれの市町が締結をするということで申し合わせをしておりますので、4月1日には5市7町が圏域をつくる連携中枢都市圏ができるということでございます。以上でございます。

議 **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 この間いただいたこの資料から説明しても、質問してもよろしいでしょうか。

議 **長** はい。どうぞ。

4 番 久 保 田 はい。この中で、確かに6番から9番、この青い色で塗ったところですね。ここを見れば川棚町の、連携市町の事業費は0なんですね。そうしたらこの統合型リゾート誘致推進。これは、この間も説明がありましたようなIRも含まれていると思うんですね。そしたら、わざわざ事業費が0のところをですね、何もあのときの、全協のときの説明も、本来は6から10は佐世保市が単独で行いたいっていうふうな説明があったと思います。それならば、何もこれを青塗にするんじゃないかと、白で抜けてもいいのではないかと私は思うんですけどもどうでしょうか。

議 **長** はい。久保田議員。

4 番久保田 ちょっとふさわしくないです。白塗りじゃなくて、連携する
必要がないんじゃないかと思います。

議 長 質疑ですので、それは結論であって、あくまでも質疑をして
疑を質すわけですから、そういう言い回しをしてもらわないと、答弁のしよ
うがありません。

4 番久保田 はい。連携する必要がないと思いますが、どうでしょうか
て尋ねます。

そしてさらに加えていいでしょうか。川棚町としてこの140万の特例交
付税ということ、このくらいの事業をですね、何もこの佐世保市の中に取り
込まれる必要はないんじゃないかと思うんですけど、そこも併せて尋ね
ます。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 先ほど、最初のご質問につきましては連携事業の関係という
ふうなことで、特に経済成長のけん引と呼ばれる部分になります。こちら
の部分につきましては、基本的に佐世保市の方が進めていくというふうな
ことをございまして、当然そちらの方の、こちらの方は普通交付税の方で
賄われるわけなんです、そちらは中心都市となる佐世保市の方がそれを
使って事業を実施するという事になっております。ですので、川棚町の方
はですので0という金額がそちらの資料の方には入っていると思いま
す。ですが、ここにつきましては圏域の経済成長のけん引というところ
で、一番重要なポイントの部分でございまして、ですので、あくまでも佐世
保市の方が中心となって進めていきますが、周辺市町においてもその支え
といいますか、協力したうえで圏域全体の経済の成長を進めていくという
ことから川棚町もこの取組の中にチェックが入っているということござ
いまして。ちなみに、この部分につきましては連携する市町ですね、ほか
の市町につきましてもすべて同様の形で佐世保市と、これは連携する事業
でございましてすべてチェックが入っているということございまして。
以上でございまして。

それと、要は今回150万弱の事業費ということに対してのお尋ねでござ
いまして。今回の金額につきましては、平成31年度が事業の当初というこ
とで調査研究、そういうものが非常に多いということから金額が若干少の

うございます。ですが、今回まだ連携ビジョンというのにはできていないんですが、今後5年間を想定したビジョンが示されます。その中には今後事業を進めていく中で来年度以降になります、事業の今後進めていく内容が固まってくると事業費の方も増えていくものというふうに考えております。ですので、あくまでも最初150万弱というふうなご説明をいたしましたのは来年度の事業費ということで、それ以降についてはですね、連携ビジョン等がまだ完全にできておりませんので、ちょっとお示しができませんが、事業費は増えていくものというふうに考えております。そしてこの事業費につきましても、川棚町が事業を進めることであくまでもメリットがあるというふうなことからですね、事業をチョイスするというんですか、選択をしてあげておりますので、決して金額が少ないということから川棚町に利益、そういうものがないということではないというふうに考えております。以上でございます。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 同じところでの質問ですが、今のところで、第3条の別表のところですね。表の中では甲と乙の役割があって、乙は甲の取組に対し協力するというふうな表現になっていますが、佐世保市が主体となって取り組む、費用もほとんど全部佐世保市が負担するということについての乙の方の協力の具体的な内容はどのようなふうな形で協力ということが考えられるのかということが1点ですね。

それから同じ別表の最後の方、最後のページですが、下の(3)の圏域マネジメントの能力強化のところの、職員等の交流のところですが、交流ってということではどのような形での交流が計画されているのか、具体的なものがあればお尋ねしたいと思います。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 今回のこの連携協約の中で3つの大きな役割が書いてあります。1つが圏域全体の経済成長のけん引に関する取組と、高次の都市機能の集積・強化に関する取組、この部分につきましては主に佐世保市が主体となって進める事業でございます、3の圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組、これが佐世保市と周辺市町が一緒に取り組んでいくものになります。この1と2につきましては、佐世保市が主体的に進め

ていきますので、それに対して、例えばお金がかからないところでいけば、いろいろな施設の周知を図るとか、ちょっとまだそこら辺の具体的な連携の内容がはっきり出ておりませんので言えないところもあるとですけども、そういうふうな周知を図るとか、そういうものではないのかなと。ちょっとそこを今言い切れないんですけども、そういうものが考えられます。

それから、職員交流に関しての事業でございますが、1つは教職員の連携というふうなことで、佐世保市の方には教育センターがございますので、そういうものを関係市町と連携して活用するというふうなこと、それから、人事交流制度による職員のスキルアップ、意識醸成ということで、連携市町間で人事交流を行いまして、実務に通じた人材育成を図る。そういうふうなものをこのマネジメント能力の強化の中で考えている事業でございます。以上でございます。

議 _____ **長** 山口議員。

1 番 山 口 はい。このことをですね、ずっと論議していけばきりがな
いわけですが、端的に言えばですね、非常に大きい規模の中で川棚町の予
算が147万ぐらいと。150万弱ぐらいと。そういった中でですね、こ
の連携中枢都市のですね、いわゆる契約を結ぶことによってですね、川棚
町としてですね、どのようなメリットがあるのかですね、個々じゃなくて
全体像としてですね、こういうどのようなメリットがあるのかですね、そ
の点をお尋ねしたいと。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。今、山口議員の方から連携中枢都市圏を形成する場合
のメリットはというふうなお尋ねでございました。考えられますのが、連携
する自治体の政策の効果が圏域内で相乗的に高まると、一般的にこれは言
われているんですけども、連携中枢都市の形成するメリットですね。そ
れから、単独ですべての行政サービスを提供するというフルセットな行政
から脱却できると。広域的な連携でそういうメリットがあるというふうな
ことで、今回の連携中枢都市圏のこの連携のあり方でいけば、自治体の独
自性を担保しつつ、圏域、住民全体のサービスの向上、福祉の増進につな
がり、より住みやすく魅力的な地域を創生することができる。そういうも

のがあるというふうに考えております。以上です。

議 長 久保田議員。

4 番 久保田 この第1条でも地域経済の活性化、利便性の向上に取り組み、住民が安心して快適に暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的とするとありまして、そしてこの間の説明のときには来年の平成31年の1月12日に連携協約の締結になるというふうに説明を受けたと私は思っているんですけども、そうであるならば、こういう中枢連携を結びますよっていうことを住民に知らせる必要はないんでしょうか。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 久保田議員のご質問にお答えいたします。当然、久保田議員がおっしゃられたとおり、この連携中枢都市圏ができるということになりますと、その仕組みや内容、そして住民へどのような効果があるのか、そういうものを含めてですね、お知らせする必要があるというふうに考えております。ちょっと今考えておりますのは、1月の締結式、まだそれはすみません、この協約案が締結された場合におきましては、そこも含めてですね、住民の方に周知を図りたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。三岳議員。

3 番 三岳 3番、三岳です。協約のですね3行目、この都市圏のですねよ名称っていうのは西九州佐世保広域都市圏という書き方をしてあるわけですね。ただ、この今回の議案にはですね、佐世保市及び川棚町における協議ですね、ですから、川棚を除くほかのですね、市町との協議が整えばそういう西九州佐世保ですか、都市圏というのができあがるというふうに思うんですよね。しかしながらですね、この呼び方をですよ、都市圏まで、例えば協議会とかそういったものはつかないんですかね。そこがちょっとどういう形で進めていかれるのか。そういう、何ですか、都市圏でやります、いろんなことをやりますよっていうのか、例えばそういった協議会的なものをつくってその事業を進めていくと。佐世保市を中心に進めていくというやり方になるのか。ちょっとそこがよくわからないんですけども、説明をお願いしたいと思います。

議 長 はい。企画財政課長。

企画財政課長 三岳議員のご質問にお答えします。西九州佐世保広域都市圏につきましては圏域の名称というふうなことで、この名称を使っております。実際に協議等進めていきますのは西九州佐世保広域都市圏協議会、それからその下部組織として幹事会がございますので、そういう中で調整、協議を進めながら事業の方を進めていくということになります。以上でございます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。よろしいですかね。福田議員。

1 2 番 福 田 条例の中の6条の方では変更及び廃止というのがありますが、この中で川棚町が参加を申し出ていないものであっても、メリットっていいですか、何か効果を見出せる場合は追加ってということもあろうかと思いますが、そういうふうに捉えていいんでしょうか。

議 長 はい。企画財政課長。

企画財政課長 今、福田議員がおっしゃったとおりでございます。新たに、これからも新たな事業も出てくると思います。そういうものを取り組みたいってときにはこの協約の変更をしまして、議会にお諮りしまして、そしてまた協約を結ぶという形になります。以上でございます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。久保田議員。

4 番 久 保 田 佐世保市及び川棚町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約、これについての反対討論をします。私はこれを見ていて、中枢都市のリーダーシップの強化につながるのではないかと危惧します。あまりにも急ぎすぎるのではないかと。そして、その締結を結ぶ前にもっと住民に丁寧知らせるべきではないかとして反対します。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

1 番 山 口 現在の社会はですね、少子高齢化というのが加速的に進んで

いると。そういう中で、なかなか一自治体でいろんなことをやっていくってというのは大変な時代になってくるのかなと。そういう意味から考えればですね、ある程度その周辺の市町村とも連携しながら、お互いの発展に結びつけていくような施策をやっていく必要があると、そういう観点からこの案に賛成をいたします。

議 _____ **長** 次に、反対者の発言はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 賛成者の発言はありませんか。福田議員。

1 2 番 福 田 賛成の立場で討論を行います。この連携協約は人口減少が進む今の世の中において、川棚町の将来を左右するような重要な協定と私は感じております。人口減少が避けて通れない切実な課題として目の前にある中、少しでも希望を持てるような事業に取り組んで、佐世保市との共同運営体として、あらゆる方策を講じていくことは重要だと思います。今回示された連携事項においても、川棚町単独では対応できないもの、また、直接川棚町に関係がないような協議事項であっても、何らかの本町への恩恵が引き出せるものがあるのではないかと。そういうふうに思います。いや、そういうふうな恩恵を引き出していく努力をこれからしていくべきだと思います。本町の負担金がわずかであっても、費用対効果として素晴らしい結果を引き出していただきたい。そのためには町長をはじめ、取組を職員一丸となって取り組んでいただいで協議を成功に導いてもらいたいと期待し、賛成といたします。

議 _____ **長** ほかに討論はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** よろしいですね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第47号「佐世保市及び川棚町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議の件」の採決を行います。この採決は

起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって、議案第47号「佐世保市及び川棚町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議の件」は、原案のとおり可決されました。

(14:45)

議 長 次に、日程第11、請願第1号「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願」を議題といたします。

これより、紹介議員の説明を求めます。久保田議員。

4番久保田 紹介議員の久保田和恵です。請願書を読み上げて紹介議員とさせていただきます。

請願第1号。2018年11月19日。川棚町議会議長、初手安幸様。

請願者。住所、川棚町中組郷1560-1。氏名、東彼民主商工会会長、戸崎和久。事務局長、朽原明浩。電話番号、0956-82-4704です。

件名。「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願。

請願の趣旨。安倍首相は臨時閣議で2019年10月に消費税率を10%に引き上げることを表明しました。

しかし、前回の8%増税後の経済への深刻な影響は続いており、さらなる増税は日本経済にとって大きな打撃になることは必至です。しかも、社会保障負担は増すばかりで、必要な医療や介護・子育て支援などが受けられないと多くの国民から悲鳴が上がっています。

増税と同時に、「複数(軽減)税率」の導入が予定されていますが、「軽減」とは名ばかりで、食料品や新聞など一部を8%に据え置くだけであり、一世帯当たり8万円もの大增税となります。また「適格請求書」(インボイス)の導入により約500万の免税事業者が取引から排除される恐れがあり

ます。インボイスに対応するには、自ら課税事業者を選択することになり、日本税理士会連合会や日本商工会議所をはじめ多くの業者団体が実施反対の声を上げています。

消費税は、生活費非課税・応能負担というあるべき税制の原則から最も離れた低所得者ほど負担が重い税金です。私たちは、地域住民の暮らしや中小業者の営業、地域経済に深刻な打撃を与える消費税率10%への引き上げを中止することを求めます。

以上の趣旨から、地方自治法第99条に基づき、「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に提出していただくことをお願いいたします。

請願事項。消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書を政府に提出してください。以上、お願いいたします。よろしくお願ひします。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。よろしいですか。ありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第1号「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願」は総務厚生委員会に付託したいと思ひます。これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、請願第1号「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に対し提出を求める請願」は総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

(14:50)

議 _____ **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。本日はこれにて散会といたします。ご起立願ひします。お疲れ様でした。

(14:50)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 初手安幸

会議録署名議員 小谷龍一郎

会議録署名議員 高以良壽人